

令和2年度 第1回鳥取県地域自立支援協議会  
医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会 議事録

日 時 令和2年7月1日(水)  
午後2時15分から午後4時20分まで  
場 所 鳥取県庁議会棟3階第15会議室  
(Cisco Webex Meeting によるオンライン会議)  
参加者 別添名簿のとおり

## 1. 報告事項

### (1) 医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会の進め方(資料1)

#### 【事務局より説明】

- ・今回で4回目の開催となるが、医療的ケア児者支援に関しては課題が山積みになっており、部会の進め方を十分に整理する間もなく議論が展開されている状況。前回の部会終了後にアンケートを実施し、回答を基に整理した。
  - ・皆が同じ方向に向かって進めるように検討すべき内容を三層に振り分けた。市町村や圏域で協議の場が整備されていないエリアもあるので引き続き検討が必要。
  - ・この部会だけでは検討が難しい課題もあるので、他の適した協議会に参加や情報提供して検討をしてもらい、他の協議会とも連携を取りつつ進めていくのがよいと考えている。
- ⇒(結論)方向性について、委員・オブザーバーの合意を得た。

### (2) 短期入所で福祉型と医療型の両事業所を利用する場合の支給決定の運用(資料2)

#### 【事務局より説明】

- ・短期入所で福祉型と医療型の両事業所を利用する場合に、各市町村で支給決定が異なる点について、県で何かしらの統一をすべきということで検討。各市町村と調整の上、両方を利用する場合は、医療型で支給決定を統一する内容の通知を市町村と短期事業所に対して県から文書を発信予定。
- ・7月末をめどに趣旨を各市町村へ説明、8月以降に各市町村や短期入所事業所に通知を県から発出して支給決定の運用を切り替えていく予定。今回の方法とは別の決定をしている市町村もあるので説明を行い了承を得る予定。
- ・支給決定は福祉型と医療型の両方使う方は医療型で支給決定があり、報酬算定が福祉型の人は医療型で支給決定がおりるが、報酬は福祉型になる。受給者証には記載されない。
- ・医療型を持ってないと福祉型のみ算定となるが、医療型で算定できる事業所は支給決定者が持っていれば算定してもよい。

### (3) 令和2年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修(資料3-①、資料3-②)

#### 【事務局より説明】

- ・11月から12月に中部で4日間の日程で鳥取県障害者相談支援専門員協会に委託して開催予定。9月中には募集を開催する。

### (4) 圏域ごとの現状報告

### 【東部(鳥取市)より報告】(資料4-①)

- ・令和元年12月17日に協議会を開催。
- ・医療型短期入所の利用は、緊急時や兄弟の学校行事等での利用希望が多い。日中利用可能になれば利用が増えると思われる。
- ・ヘルパー事業所は、対応できるヘルパーの固定化による受けづらさがある。
- ・医療的ケア児の保育園の入園について、西部では訪問看護が入る対応をしている。鳥取市も検討してほしいという意見があり、市のこども家庭課にて検討中。
- ・医療的ケア児のコーディネーターについて周知が不十分。研修実施、医療的ケア児に対する専門的知識と経験の構築、多職種との連携が必要。

### <意見交換：医療的ケア児の保育園の入園について>

- ・(委員)西部は訪問看護で対応している保育園と看護師を配置している保育園がある。医ケア児を受け入れる保育園として1園運営をしており、そこに配置をしている。
- ・(オブザーバー)訪問看護を採用しているのは、日吉津村と伯耆町と聞いている。米子市は体制が整備されているが、医療と保育の連携が必須で、子どもと主治医との協力も必要。県の巡回指導事業3カ月に1回程度保育園に訪問し、緊急対応の研修や看護師の困りごとや心配事にも対応している。医療と保育がどう連携して体制整備をしていくかが大事になると思われる。
- ・(オブザーバー)看護協会が保育園の看護師を対象とした研修実施の要望を受けている。
- ・(委員)コーディネーター修了者は、配置機関一覧で確認できるが、医療機関や相談支援事業所は互いの関わり方が分からないと言っていた。
- ・(委員)鳥取市は、協議会は設置されたが、実際のケース検討の場は未設置。
- ・(座長)コーディネーターの役割については、県全体の課題であると思われるので、いずれ協議ができればよい。

### 【東部(4町)より報告】(資料4-②)

- ・岩美町は協議の場が設置されたが未実施。八頭町は該当者が複数いてようやく協議が開始された。若桜町と智頭町は具体的な協議がまだなされていない。
- ・委員宛のアンケートに『医療的ケア児の学校送迎について各町の対応を知りたい』という意見があった。これについては、定例会が中止となったので書面で各町に報告をしてもらった。
- ・各町からは、独自に制度を設けていない、具体的な検討がなされていないという回答や、県事業を活用して新規事業を立ち上げたという回答等があった。教育委員会等との連携で対応を検討中の町もある。
- ・医ケア児への通学支援、運転士や添乗看護師の確保等の課題が出ている。通学支援対象者は、八頭町と岩美町にいる。
- ・八頭町が災害時の人工呼吸器等使用障害児に対しての支援として人工呼吸器用自家発電機を日常生活用具の補助対象種目として4月から追加。基準額は10万円。申請があった話は聞いていないが、購入検討の話が出ていることは聞いている。頻回に停電があり、命に直結するため要望を八頭町にあげた結果、追加となった。同様に補助対象種目に追加しているのは、三朝町と北栄町。

### <意見交換：通学支援に関して>

#### 【事務局より説明】

- ・県が積極的に関与し、市町村との検討になるが、個別で保護者に契約者になってもらい、県立学校のバックアップを検討中。八頭町の問題も一緒に進めていきたいが、看護師の確保が問題点かと思われる。
- ・大阪府では、タクシーを個人契約して看護師を添乗させる方法等が考えられているが、まだうまくいってないと報告を受けている。重度になるほど個別での送迎が必要になるので、そこを県、市町村、個別のいずれかがやるのかは精査していければと思っている。
- ・(座長)現場の困り感を十分に聞いて進めてほしい。家族と事業所で契約となった際には、その後の事が心配。県が関与するのであれば、コーディネートの機能も一緒にやってほしい。

#### 【中部より報告】(資料4-③)

- ・支援会議を平成30年度に1回、令和元年度に2回実施。課題の把握や整理、委員の選定等、当事者や家族の現状の声を聞くなどした。
- ・中部圏域でのショートステイの受け入れ先が東部や西部しかなく移動が負担、情報が当事者や当事者家族に中々入ってこない、サービスを拡充してほしいという声が出ている。
- ・サービス提供事業所の人員不足、スキルの向上、受け入れ側の体制も課題。当事者、家族の方、相談員の方との情報共有の場がない。
- ・今後の進め方として、当事者の現状を聞いて出てきた課題を整理し、課題に対する解決策や解決方法を検討する流れを作っている。開催が出来ていないので早い段階で今年度第1回目を開催したい。
- ・支援センター等を中心に各市町の障害担当者への参加呼びかけなどメンバーを広げている状況。事務局は中部障害者支援センターに委託。現在の参加者は全員コーディネーター養成を修了している。
- ・ショートステイの受け入れ先の情報が少ないのは、受け入れについて把握をしていないため。

#### 【西部より報告】(資料4-④)

- ・昨年度、西部圏域の協議の場の設置することが決まったが、実質的な活動ができていない。事務局は米子市。医療機関や相談支援専門員へ協力を仰ぎ支援の方向等を検討中。今年度中の早い段階で体制を作りたい。
- ・米子市では、医ケア児把握に対し、出生時は医療機関からの情報提供で把握しているが、後天性の場合は情報把握への課題がある。
- ・担当保健師が各地区にいてフォローを行い状況把握している。米子市はライフステージにおける支援に向けて庁内関係課での情報共有が1番の課題。
- ・個別対応をしているケースもあるが、今後増えた場合に保育園は市内の拠点施設で対応が可能だが、地元小学校への進学希望が強くなってくるので、その対応方法を検討、協議しなければならない。

#### <意見交換：今後の東部圏域の発表に関して>

- ・(事務局)今後も圏域ごとの報告をしてもらいたいが、東部は別々に鳥取市と4町が報告するのがよいということで、今回は分けている。意見を聞きたい。
- ・(委員)連携を取ってとは考えているが、欠席している鳥取市の考えも聞かなければならない。
- ・(委員)最終的には東部圏域でまとめたいが。まずは単町で議論、協議をすることが優先課題と考えている。単町での協議事項を4町で共有し、市とも共有していくことで結果的に1つにまとめる形を元から作る必要がある。

⇒(結論)当面は、鳥取市と4町それぞれから報告をもらうこととする。

## 2. 議事

### (1) 各県立療育機関の状況説明と県の方針

#### 【総合療育センターより説明】(資料5-①)

- ・医療型ショートステイが主要事業であることは今後も変わらない。看護師の定数を3名増やしたこと等もあり、さらに希望を受けるようにしていきたい。地域において医療型ショートステイが広がることも重要。立ち上げを検討している地域の事業所の研修の受け入れを始めた。
- ・県事業の松江医療センターのショートステイ利用の助成事業が始まったので、施設利用者に利用を進めている。利用希望者1名調整中。訪問型レスパイトは西部で2名利用。
- ・新型コロナウイルス感染症のこともあり受け入れを制限せざるを得なかった。今回のようなケースに備え複数の事業所でショートステイを利用できる用意しておくことは、在宅生活のセーフティネットとして非常に重要であると考える。
- ・評価や集中リハでの入院、次子出産時の子育て支援のための期間を区切った入所も積極的に進めている。

#### 【中部療育園より説明】(資料5-②)

- ・通園事業、外来事業、地域療育支援事業がメイン。中部でもショートステイが問題となっているが、ショートステイについては、建て替えの際にも議論されていない。他の医療機関が実施しているので、中部療育園で実施の予定はない。施設整備や人員配置面からも難しい。
- ・利用者には、外来、診療や訓練、通園部門で直接支援での働きかけ、必要に応じて家庭訪問や地域巡回で、生活の場に出て支援をしていく。
- ・中部圏域は、人数、職員、利用者や関係機関が少ないので、地域への支援に力を入れて行うことが出来る。障がい者(成人)の受け入れも行っており、訪問看護や訪問リハに入っておられる方は、訪問スタッフ等と集まって支援の仕方を検討している。
- ・ショートステイを行う病院のスタッフ、医者、看護職、リハビリ専門職、福祉や教育機関の職員を対象としたショートステイ事業準備のための勉強会や研修会で講師を務め、人材育成で質を高めることを実施していきたい。

#### 【鳥取療育園より説明】(資料5-③)

- ・通園事業、外来診療、地域療育等支援事業が主なサービスで、ショートステイは行っていないショートステイ実施は未想定。
- ・医療型児童発達支援や外来診療等で活動の場を確保し、身体や心身の安定を中心にアプローチを、又、家族支援は、外来リハビリや通所事業を通して一緒に活動をしてもらうことで関わり方、遊び方、子育ての醍醐味を伝えていきたい。活用できる福祉制度の情報提供も行っている。
- ・地域では医ケア児の通所できる事業所が増加していると感じており、連携をとりたいと考えている。
- ・数年前から東部小児リハビリテーション研究会を定期的に行っている。施設への見学や評価ツールの検討、医療機器等の情報共有を行っている。スキルアップを目的に小児療育に関する様々な内容やノウハウを地域に伝達することに力を入れている。

<意見交換:医療型ショートステイについて>

- ・(療育センター)ショートステイは、児者の区別はない。児ではショートステイを多めに利用し在宅生活を指す方もいるが、合併症の問題等から移行できないケースもあり、課題である。
- ・(中部療育園)成人の方も定期的に来ていただいて身体の様子や車椅子を作り直したいなどの修理のことで対応をしている。
- ・(鳥取療育園)18歳の卒業後は地域支援へ移行するが、中学生以降になると将来の不安を口にされる方が多く、移行支援は丁寧に行っている。
- ・(委員)ショートステイの日数は、症状によって異なっても当然だと思われる。西部では平等にしたいと言われているが、症状にあった日数の出し方もあると思われる。個々に異なってもいいと思うが、検討しているのか。  
⇒(療育センター)センター都合での断りは減っており、病棟の状況を見ながら日数の調整をしている。
- ・(委員)東部では、医ケア児が様々な施設が利用できるようになったこともあり西部や中部のような困り感は少なくなってきたと思われる。
- ・(オブザーバー)ショートステイの日中の預かりに関してはこれからもニーズが出てくると思われる。
- ・(座長)中部は新しい資源がなく議論がなされていなかったようだが、今後議論の余地はあるのか。  
⇒(事務局)中部療育園には、通園、地域支援の、人材育成の点を実施してもらおう。厚生病院がショートステイの受け入れ先の医療機関として入ったが、年間を通じて1件もなかった。全県を通じて声をかけているところ。

#### <中部圏域の医療型短期入所の実績状況>

- ・(事務局)会議に際して昨年度の中部圏域の医療型短期入所の実績を聞いて、湯梨浜町は児と者の利用があったが、他の市町村は実績なしの回答だった  
⇒(中部療育園)実績が出ていない理由は不明だが、保護者からはショートを利用したという話は聞いている。

### (4) 医療的ケア児等の情報把握 (資料6—①)

#### 【事務局より説明】

- ・今年度は、市町村及び都道府県が作成する障害福祉計画及び障害児福祉計画の改定年度に当たり、厚生労働省から基本指針の一部改正が告示された。重症心身障害者や医療的ケア児への支援にあたって、人数やニーズを把握することが必要と示された。
- ・自然災害が多発しており、災害時における医療的ケア児への対応等が課題となっている。
- ・県として、計画改定にあたって、市町村と協議し、県内の医療的ケア児等の情報を把握したいと考えている。調査実施についての意見を7月15日までに事務局に出してほしい。

### (3) 新型コロナウイルス対応 (資料6—②)

#### 【事務局より説明】

- ・県では、手指消毒液を医ケア児の家庭に配付している。県には名簿がないため、訪問看護ステーション等を経由して情報を収集し、毎月配付している。
- ・医ケア児者の家族が新型コロナウイルスに感染した場合の対応については、個別性が高いため、厚生労働省や県が出している通知から踏み込んだところについては、関係者で事前に話し合っ詰めていくことが肝要。
- ・(座長)医療的ケア児者に関わらず、現場の困り感と離れたところで議論されているのをよく耳にする。現場

の困り感が分かっている人、課題が分かっている人を含めた議論をしてほしい。